

委員会提出議案第一号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

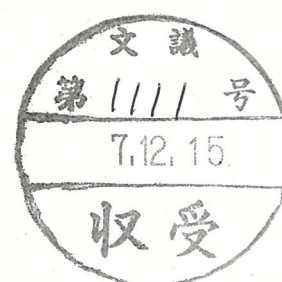
右の議案を文京区議会会議規則第十二条第二項の規定により提出する。

令和七年十二月十五日

提出者

総務区民委員会委員長

白石英



文京区議会議長 市村 やすとし 様

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長期化したコロナ禍の影響に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記の軽減措置を令和8年度以降も継続するよう要望します。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て